

## 1. 政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲について

- ・「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の体系に基づき、21政策、56施策を審議・判定する。
- ・判定の対象は、「政策・施策の成果」に係る県の評価原案の妥当性とする。
- ・「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」については、県の評価原案に対して、適宜、委員から意見をいただくこととする。

## 2. 分科会の進め方

- ・審議・判定の体制は、委員3人×3分科会構成を基本とする。
  - ・開催回数は、各分科会4～5回とする。
  - ・審議の効率化及び審議結果等の明確化を図るため、下記の点に留意する。
    - 質疑事項の事前提出及び県回答の事前準備を可能な限り行う。
    - 分科会の質疑応答前に論点整理を行う。
    - 政策・施策評価に係る質疑応答時間は事前抽出の状況に応じて以下のとおりとする。
- 【政策評価】〔Case1〕委員一名以上が事前抽出した政策：1政策当たり8分を目安に行う。  
〔Case2〕委員による事前抽出のない政策：対面審議を行わない。  
ただし、政策を構成する施策が事前抽出された場合には、1政策当たり8分を目安に対面審議を行う。
- 【施策評価】〔Case1〕委員二名以上が事前抽出した施策：1施策当たり20分を目安に行う。  
〔Case2〕委員一名が事前抽出した施策：1施策当たり10分を目安に行う。  
〔Case3〕委員による事前抽出のない施策：対面審議を行わない。
- 対面審議における説明及び質疑への回答は政策・施策評価担当課室が中心となっていくが、必要に応じて目標指標等及び事業担当課室も行う。
- ※政策に係る対面審議においては、政策評価担当課室及び施策評価担当課室が臨席することを基本とする。
- ※施策に係る対面審議においては、関係する政策評価、施策評価、目標指標等及び事業担当課室が臨席することを基本とする。
- 質疑応答終了後に、県の評価原案に対する委員意見の集約を行い、判定及び判定理由等の決定を行う。